

# 委託仕様書

## 1 委託件名

事業動画制作委託

## 2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

## 3 委託内容

府中市が指定する5つのテーマの動画の制作（撮影、編集）を行う。

### (1) 撮影会議への出席

動画の制作に際し、広報担当、事業主管課、委託事業者の3者にて動画内容、撮影日等の調整会議を行う。日数は1日とし、その後必要に応じて電話、電子メール、オンラインミーティング等により随時の打合せを行う。

### (2) 動画素材の撮影

撮影日数は要相談とする。

### (3) 動画編集、テロップ・BGMの挿入

BGMの挿入のほか、内容に応じてテロップの挿入やアニメーション効果等の追加を行う。

### (4) 校正作業（全2回）

※ (1)～(4)について、制作するテーマ毎に行うものとするが、協議、調整により、2本以上のテーマを同日に行う等も構わない。

## 4 撮影スケジュール（1本あたりの想定）

作業内容	必要期間	担当者
撮影会議	1日	広報担当、事業主管課、委託事業者
撮影（市内各所）	相談のうえ決定	〃
編集・校正作業	相談のうえ決定 （概ね1か月）	委託事業者
納品	相談のうえ決定 （概ね校了後1週間）	委託事業者

## 5 納品物

- (1) 動画時間 最長3分程度
- (2) 解像度・画面縦横比 4Kとし、画面縦横比は16:9とすること
- (3) 拡張子 MP4ファイルで納品すること
- (4) 作成本数 5本

## 6 制作動画のテーマ

制作する動画の各テーマは次のとおりとする。なお、記載の内容に関しては例であ

り、企画内容については、市と受託者の協議のうえ、市が決定するものとする。

(1) 防災に関する動画

a 内容（例）

防災訓練や、市と医療機関が協力して行う災害時の医療救護体制の立ち上げ訓練、地域の市民（自治会）が主体となって取り組んでいる自主防災連絡会等、市の防災の取り組みについて紹介し、観る人の防災の意識を高められるような内容

b 制作完了希望時期 9月～

(2) 市民協働の推進に関する動画

a 内容（例）

「協働」という広い概念に具体的なイメージを持ってもらうため、市内の活動（ボランティア活動や市との協働事業等）を紹介しながら、「協働」とは何か、また、日頃の行動も「協働」に当てはまっている、とった協働の理解を深められるような内容

b 制作完了希望時期 11月

(3) 多文化共生に関する動画

a 内容（例）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合いながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」をテーマに、府中市に住む外国籍の方への理解や、多文化共生の意識を深めることができる内容

b 制作完了希望時期 11月

(4) 「新しい学校」に関する動画

a 内容（例）

市が進めている「学校施設改築・長寿命化改修計画」に基づく学校の改築について周知するため、府中八小・府中一中、府中三小・府中六小等の改築が完了している学校の紹介をはじめとし、市の教育環境についてもアピールができる内容。

b 制作完了希望時期 特になし

(5) 民生委員・児童委員に関する動画

a 内容（例）

担い手が不足しつつある民生委員・児童委員において、若者に民生委員・児童委員を体験してもらう等により、活動を身近に感じてもらい、活動の周知や募集に役立てることができる内容。

b 制作完了希望時期 特になし

## 7 著作権、肖像権などの取扱い

動画制作にあたって、使用する音楽や画像、イラストなどの素材は、不特定多数への配信を予定しており、次のとおり整理する。

- (1) 動画制作にかかる著作権は、その全ての使用权は府中市に帰属する。なお、第三者の所有する既存の素材を利用する場合は、受託者の責任において、本動画での利用に関して権利者などへの了解を得ることとする。
- (2) 出演者の肖像権については、市が募集する段階で確認を取るが、改めて、受託者の責任において、撮影前に権利者などへの了解を得ることとする。
- (3) 上記以外の意匠などの権利が発生する場合は、受託者の責任において、撮影前に権利者などの了解を得ることとする。

## 8 委託業務を実施する前提及び条件

- (1) 出演者は市が調整して募り、撮影場所は公共施設や道路、観光施設等を想定している。
- (2) 企画内容については、市が決定し、状況の変化等により企画内容を変更する必要がある場合には、協議のうえ決定するものとする。
- (3) 受託者は、この業務の統括管理を行わせる業務責任者を定め、市に報告しなければならない。業務責任者を変更するときも同様とする。
- (4) 受託者は、各種法令のほか、市の定める個人情報その他の規定を遵守して業務を実施しなければならない。
- (5) 市は、随時、業務の進捗状況に関し、報告を求めることができる。
- (6) 受託者は、業務の一部について、事前に市の許可を受けた場合に限り、第三者に再委託することができる。

## 9 支払方法

作業完了の都度、市への請求に基づいて支払うものとする。

## 10 その他

### (1) 個人情報保護・情報セキュリティ

個人情報の取扱いについて、本仕様書に係る条項のほか、別途本仕様書に附属する「個人情報の取扱いに関する特約条項」に定めるものとする。また、受託者は委託者の定める「府中市情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、本作業を遂行する上で知りえた委託者に関する情報について、委託者の事前の許可なく第三者に漏洩してはならない。また、受託者は本契約終了後も当該秘密保持義務を負うものとする。

### (2) 仕様変更

本件業務において仕様書等の内容変更が必要となった場合には、事前に相手方に変更の内容及び理由を記載した書面を交付し、委託者及び受託者双方の合意があった場合、変更を行うことができる。また変更を行った場合のスケジュール及び費用の増減等については両者で別途協議を行い決定するものとする。

- (3) 各種法令順守  
労働基準法をはじめ関係法令を遵守し、業務を履行しなければならない。
- (4) 委託者及び受託者による協議  
この仕様書に定めのない事項については、両者誠意をもって協議を行い決定するものとする。
- (5) 本件契約に基づき、事前に府中市の許可を得て第三者に再委託を行った場合において、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うとともに、再委託先に本件契約と同様の義務を負わせるものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、両者誠意をもって協議を行い決定するものとする。